

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月25日
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 畑中 伸介
【本店の所在の場所】	千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地
【電話番号】	047-495-1233（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員管理本部長 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地
【電話番号】	047-495-1233（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員管理本部長 鈴木 洋一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 118,770,000円 （注）募集金額は、発行価額の総額であり、平成23年2月18日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	555,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成23年2月25日(金)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成23年2月25日(金)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。

3 本募集とは別に、平成23年2月25日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式1,554,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる引受人の買取引受けによる当社普通株式2,146,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を予定しておりますが、その需要状況を勘案し、555,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの幹事会社である日興コーディアル証券株式会社が当社株主(以下、「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、日興コーディアル証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下、「本第三者割当による自己株式の処分」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、日興コーディアル証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下、「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当による自己株式の処分の割当てを受ける権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成23年3月23日(水)を行使期限として付与します。

日興コーディアル証券株式会社は、貸株人より借り入れる株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成23年3月23日(水)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は日興コーディアル証券株式会社が貸株人より借り入れる株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興コーディアル証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、日興コーディアル証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合があります。

日興コーディアル証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当による自己株式の処分の割当てに応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は処分そのものが行われない場合があります。

日興コーディアル証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当てに応じる場合には、日興コーディアル証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成23年3月7日(月)から平成23年3月9日(水)までのいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、日興コーディアル証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、日興コーディアル証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー

取引も行われません。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	555,000株	118,770,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	555,000株	118,770,000	-

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して日興コーディアル証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		日興コーディアル証券株式会社	
割当株数		555,000株	
払込金額		118,770,000円	
割当予定先の内容	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の役職氏名	代表取締役社長 渡邊 英二	
	資本の額	100億円	
	事業の内容	金融商品取引業等	
	大株主	株式会社三井住友銀行 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成23年1月31日現在)	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成23年1月31日現在)	1,692株
	取引関係	一般募集の幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

2 前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、処分株式数が減少する、又は処分そのものが行われない場合があります。

3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5 発行価額の総額及び払込金額は、平成23年2月18日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	-	1,000株	平成23年3月25日(金)	該当事項はありません	平成23年3月28日(月)

(注)1 発行価格については、平成23年3月7日(月)から平成23年3月9日(水)までのいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集において決定される発行価額と同一の金額とします。

2 全株式を日興コーディアル証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本金組入れされません。

4 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社あらた 本社	千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 丸の内支店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
118,770,000	323,000	118,447,000

(注)1 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成23年2月18日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 引受手数料は支払われないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、処分株式数が減少する、又は処分そのものが行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限118,447,000円（本第三者割当による自己株式の処分における申込みがすべて行われた場合の見込額）については、本第三者割当による自己株式の処分と同日付をもって取締役会で決議された一般募集による手取概算額324,954,000円と合わせて、手取概算額合計上限443,401,000円について、全額を平成23年6月までに北海道物流センター（仮称）への設備投資に充当する予定であります。

なお、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成23年1月31日現在）の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載しておりますが、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
株式会社あらた 北海道物流セン ター（仮称）	北海道 石狩市		建物 構築物 什器備品 車両運搬具 土地	4,293	1,805	自己株式の 処分資金 自己資金 借入金	平成22年 8月	平成23年 6月	

（注）1 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

2 当社グループは単一セグメントのため、セグメントの名称を省略しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1【設備計画の変更】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成23年1月31日現在）、以下のとおりとなっています。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社あらた 北海道物流セン ター（仮称）	北海道 石狩市		建物 構築物 什器備品 車両運搬具 土地	4,293	1,805	自己株式の 処分資金 自己資金 借入金	平成22年 8月	平成23年 6月	

（注）1 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

2 当社グループは単一セグメントのため、セグメントの名称を省略しております。

2【臨時報告書の提出】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第8期事業年度）の提出日（平成22年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年7月1日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円の配当

第2号議案 定款一部変更の件

現在および今後行う予定のない目的事項を削除すること、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当を株主総会決議から取締役会決議に変更する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、畑中伸介、嶋脇明、鈴木洋一、畑中成乃助、元山三郎、伊藤幹久および片岡春樹を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成21年8月25日に逝去されました前川明典氏の在任中の功労に報いるため、当社退職慰労金内規の範囲内において退職慰労金を贈呈する。なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	60,931	141	0	（注）1	可決（96.7%）
第2号議案	60,567	505	0	（注）2	可決（96.1%）
第3号議案				（注）3	
畑中 伸介	60,913	159	0		可決（96.7%）
嶋脇 明	60,945	127	0		可決（96.7%）
鈴木 洋一	60,912	160	0		可決（96.7%）
畑中 成乃助	60,913	159	0		可決（96.7%）
元山 三郎	60,913	159	0		可決（96.7%）
伊藤 幹久	60,913	159	0		可決（96.7%）
片岡 春樹	60,913	159	0		可決（96.7%）
第4号議案	60,803	269	0	（注）1	可決（96.5%）

（注）1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）までの間において有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 野で示しております。

なお、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」以外にも将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）現在においてもその判断に変更はありません。ただし、下記の「事業等のリスク」に記載した事項が顕在化した場合など、将来の経営環境その他の要因により達成できない可能性があります。

[事業等のリスク]

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本項目において将来に関する記述が含まれておりますが、当該事項につきましては、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 競争激化による投資コストの増加

当社グループが属する化粧品・日用品の卸売業界におきましては、取扱い商品における業界の垣根を越えた再編の可能性があり、主要顧客である小売業界においても同様の動きが起こる可能性があります。また、外資系小売業の進出などにより、物流機能の取り込みが起こり、卸売業の物流機能の評価が低下する可能性もあります。

このような業界再編やそれにとまなう物流形態の変化等の環境変化に対応するために、新しい事業分野への進出や、物流機能の充実のための大型物流センター等の設備投資が必要となってくると考えられます。その場合には、減価償却費や物流に関連する各種経費の一時的増加により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 仕入割引のリスクについて

当社グループが属する化粧品・日用品の卸売業界におきましては業界特有の商慣行として、仕入割引があげられます。仕入割引については現金割引制度であり、損益計算書上の営業外収益に計上され、経常利益に影響を与えております。

しかし、将来において仕入割引に係る会計方針または取引制度の変更等により、売上原価に計上され営業利益に影響を与えるなど、当社グループの損益計算書上の収益の表示が変化する可能性があります。

また、仕入割引について取引条件の変更が発生する場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、平成21年3月期ならびに平成22年3月期の連結業績と仕入割引の関係は、以下のとおりであります。

	売上高 (百万円)	営業利益又は営業損失() (百万円)	仕入割引 (百万円)	経常利益 (百万円)
平成21年3月期	569,687	1,259	4,307	2,315
平成22年3月期	589,858	71	4,396	3,888

(3) 業績変動について

当社グループの業績は、第4四半期において他の四半期に比べて売上高および利益は低下する傾向にあります。

これは主に、12月に日用品をまとめて購入する消費需要の反動や、2月は営業日数が少ない等の影響によるものであります。このため、第3四半期までの業績の傾向が、年間の業績の傾向を示さない可能性があります。

なお、平成21年3月期ならびに平成22年3月期の四半期毎の業績は以下のとおりであります。

単位：百万円

	平成21年3月期				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高 (構成比 %)	144,929 (25.4)	143,695 (25.2)	154,759 (27.2)	126,301 (22.2)	569,687 (100.0)
営業利益又は営業損失() (構成比 %)	312 (-)	181 (-)	173 (-)	944 (-)	1,259 (-)
経常利益 (構成比 %)	655 (28.3)	668 (28.9)	1,117 (48.3)	130 (5.5)	2,315 (100.0)

(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

	平成22年3月期				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高 (構成比%)	151,069 (25.6)	151,206 (25.6)	159,032 (27.0)	128,549 (21.8)	589,858 (100.0)
営業利益又は営業損失() (構成比%)	246 (346.5)	219 (308.5)	477 (671.8)	872 (1,226.8)	71 (100.0)
経常利益 (構成比%)	1,204 (31.0)	1,187 (30.5)	1,490 (38.3)	6 (0.2)	3,888 (100.0)

(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

(4) 信用リスクについて

当社グループでは取引先の信用悪化や経営破綻による損失が発生する信用リスクを管理するため、信用調査会社による資料に基づき要注意先を設定し与信限度額を定め、与信先の信用状態に応じて必要な担保・保証などを取り付けるとともに、会計上十分な貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、得意先の業績悪化により、債権等が回収不能となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 大規模災害について

当社グループは全国に多くの拠点があり、大規模災害が発生した場合にはその地域における物流機能の麻痺およびシステム障害が発生し、商品の供給が滞る可能性があります。

(6) 減損会計について

当社グループは、平成14年に持株会社を設立し、その後多くの合併を行ってまいりました。この合併に関する会計処理は、企業結合に関する資本手続のパーチェス法を適用しております。パーチェス法は、資産・負債を取得日現在の公正な評価額で個別・連結貸借対照表に計上し、被取得会社の純資産と取得原価が相違する場合には、その差額をのれんとして個別・連結貸借対照表に計上する方法であり、土地の簿価が各々の合併時の路線価等に置き換えられております。したがって、現在の土地の簿価に対して路線価が著しく下落した場合や各支店の経営状態が2期連続で赤字が発生した場合には、減損兆候の認識を行う必要があり、将来に亘って回収可能でないと判断した場合は、特別損失に減損損失を計上する可能性があります。

(7) 投資有価証券保有にかかる株価変動リスクについて

当社グループは主として営業上の取引関係の維持、強化のため取引先を中心に株式を保有しております。

このため、株式相場の動向もしくは株式を保有している企業の業績次第では、それぞれの株価に大きな変動が発生し、当社グループの業績および財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第8期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年12月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社あらた

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 國井 泰成 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩下 稲子 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらた及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社あらたの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社あらたが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

株式会社あらた
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下 稲子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あらた及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月16日

株式会社あらた

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸 和弘 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩下 稲子 印
--------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらた及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社あらたの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社あらたが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月3日

株式会社あらた
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下 稲子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あらた及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社あらた

取締役会 御中監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川村 博 印
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	國井 泰成 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩下 稲子 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらたの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

株式会社あらた

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下 稲子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらたの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。